

令和2年5月1日

各高齢者施設等管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる名古屋市からの休業要請に基づき
休業等を行った介護サービス事業所に対する助成事業にかかる留意事項について
(予防専門型通所サービス利用者の休業期間中介護報酬実績の計算方法)

みだしの件につきましては、NAGOYAかいごネットの「よくある質問」の「Q4
休業した月に総合事業のような包括算定方式の収入があった場合はどのように取扱え
ばよいか？」にてお示ししていましたが、この取扱いについては、別紙「予防専門型通
所サービス利用者の休業期間中介護報酬実績の計算方法」に改めますので、お知らせし
ます。なお、従前にお示ししていましたが「よくある質問」の「Q4」「A4」は削除しま
す。

お問い合わせいただいた方、「よくある質問」にてご確認されていた方、関係の皆様
にはご迷惑をお掛けしました。お詫びして訂正させていただきます。

また、すでに変更前の取扱いにより申請済みの場合は、お手数ですが当課までご連絡
ください。

(問合先) 健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087